



育児時短勤務手当金を申請される方へ

育児時短勤務手当金の支給上限月額等が変更になりました

令和7年8月1日より育児時短勤務手当金の給付に係る各種金額が下記のとおり変更となりました。

1 対象

令和7年8月以降を支給対象月とする育児時短勤務手当金。

2 変更となるもの

1 雇用保険法に定める基準報酬月額相当額：483,300円

育児時短勤務を開始した日の属する月の標準報酬月額が、上記基準報酬月額相当額を超える場合に、当該標準報酬月額を基準報酬月額相当額と読み替えて給付額の算定を行います。

2 雇用保険法が定める支給限度額：471,393円

育児時短勤務手当金と支給対象月に支払われた報酬額の合計額が、上記支給限度額を超えるときは、支給限度額から支給対象月の報酬額を差し引いた額が支給されます。

3 雇用保険法に定める最低限度額：2,411円

育児時短勤務手当金の支給額が上記最低限度額未満のときは手当金を支給しません。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当



03-5320-6827